

# 児童虐待・DVを許さない社会を目指しましょう



11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン、11月12日から25日までは女性に対する暴力をなくす運動週間です。どんな理由があっても暴力は許されません。暴力を許さないためには、未然の防止と早期の対応が必要です。

## 児童虐待とは

「児童虐待の防止等に関する法律」では、次の4つが虐待と定められています。

<b>身体的虐待</b> 殴る、蹴る、叩く など	<b>心理的虐待</b> 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう、暴言 など
<b>ネグレクト</b> 車の中に放置する、食事を与えない など	<b>性的虐待</b> 子どもへの性的行為、ポルノ写真の被写体にする など

## あなたの電話で救われる子どもがいます

あなたの連絡・相談が、子どもを守り、子育てに悩む保護者を支援する大きな一歩となります。虐待かと思ったら迷わずに「189」に電話をしてください。連絡は匿名で行うこともできます。また、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



## 啓発事業を行います

三重県の「子どもを虐待から守る条例」に基づく児童虐待防止啓発活動の一環として、児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」ツリーの展示やメッセージ募集を行います。

**とき** 11月11日(土)10時~12時  
**ところ** イオンモール鈴鹿

## DV(ドメスティックバイオレンス)とは

DVという用語について明確な定義はありませんが、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力」という意味で使用されることが多く、次の4つに分けられます。



<b>身体的暴力</b> 殴る、蹴る、髪を引っ張る、首を絞める など	<b>精神的暴力</b> 無視する、大声で怒鳴る、家族や友人との付き合いを制限する など
<b>経済的暴力</b> 生活費を渡さない、外で働くことを妨害するなど	<b>性的暴力</b> 嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する など

## 1人で悩まずご相談ください

自分自身の安全・将来を第一に考え、一人で抱え込まず、まずは相談してください。また、身近な人がパートナーからの暴力で悩んでいる場合は、それはDVだと伝え、相談機関へ連絡するよう勧めてください。

相談先	電話番号
子ども家庭支援課	☎ 382-9140 平日8時30分~17時15分
三重県女性相談所 (三重県配偶者暴力相談支援センター)	☎ 059-231-5600 月・火・木・金曜日 (9時~17時)、 水曜日(9時~20時) ※年末年始を除く
鈴鹿警察署	☎ 380-0110 (代表)